

令和6年第2回古殿町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

令和6年6月20日(木) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第41号 古殿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 2 議案第42号 古殿町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第43号 令和6年度古殿町一般会計第1次補正予算
日程第 4 議案第44号 令和6年度古殿町国民健康保険特別会計第1次補正予算
日程第 5 議案第45号 令和6年度古殿町介護保険特別会計第1次補正予算
日程第 6 報告第 1号 令和5年度古殿町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 7 報告第 2号 令和5年度古殿町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 8 報告第 3号 令和5年度古殿町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 9 追加議案の上程(議案第46号) 1件
日程第10 議案第46号 工事請負契約の締結について
日程第11 請願の処理
日程第12 発議の上程(発議第4号) 1件
日程第13 発議第 4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書
日程第14 議員の派遣について
日程第15 閉会中の継続調査申出

出席議員(10名)

1番	根 本 重 一 君	2番	根 本 太郎兵衛 君
3番	鈴 木 隆 君	4番	野 崎 喜 彦 君
5番	佐 川 勇 司 君	6番	佐 藤 一 夫 君
7番	岡 部 淳 一 君	8番	木 戸 久 康 君
9番	松 崎 法 通 君	10番	緑 川 栄 一 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 光 徳 君	副 町 長	奥 豊 君
総 務 課 長	鈴 木 一 彦 君	産業振興課長	佐 川 文 夫 君
地域整備課長	矢 内 伸 一 君	住民税務課長	水 野 博 枝 君
会 計 管 理 者	水 野 博 枝 君	健康福祉課長	生 田 目 太 郎 君

健康管理 センター所長	矢吹昭雄君	こども園長	吉田和夫君
教育長	渡邊宏文君	教育次長	佐藤奥枝君
公民館長	佐川富克君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	野崎貴弘	書	記	水野	梢
------	------	---	---	----	---

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（緑川栄一君） ただいまから本日の会議を開きます。

◎議案・発議案の提出の報告

○議長（緑川栄一君） 日程に先立ち、報告します。

町長より、議案第46号の追加提出がありましたので、報告します。

また、鈴木隆君ほか1名から発議第4号の提出がありましたので、報告します。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第1、議案第41号 古殿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） それでは、国保の条例の改正について伺っていきたいと思いますが、まず最初に伺います。

私、ちょっと勘違いをしていて、住民税務課長とちょっと話をしたときに、課税限度額の改正という問題で、このことが税金の額の状況に影響するのかなというふうなことで、私、捉え方がちょっと間違っていましたから、もう一度お聞きしますけれども、22万から24万に上がる全被保険者が対象だ。それでも、ここで上がる2万円というのは、所得の多い人が、いわゆる上限として上がるという意味合いでいいですね。

○議長（緑川栄一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（水野博枝君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりです。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） では、そのことをひとつ捉えながら質問をしていきたいと思いますけれども。

まず、端的に伺いますが、今年度の世帯当たり、1人当たりの納税額は、平均的に見まして上がりますか、下がりますか、今までどおりですか。

○議長（緑川栄一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（水野博枝君） お答えいたします。

世帯でよろしいですか。

前年と比べますと、暫定ですが1,930円ほど上がります。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そうですね。昨年度に比べて、世帯当たりで0.29%、1人当たりで1.81%上がるという、そういう状況になっておるかと思います。このことは公表されておりますので、私もその資料は持っております。

そのことでお聞きしますけれども、税額が上がらないのに、いわゆる1人当たり世帯当たりが上がるということの根拠はどういうことで、これは上がるということになるわけですか。

○議長（緑川栄一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（水野博枝君） お答えいたします。

被保険者数や世帯数が減っていることにより、1世帯、1人当たりの負担が多くなるということです。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） いわゆる人口の中で、国保に加入している人たちの動向に変化があったことによって、税額は同じでも、いわゆる世帯当たりの状況や1人当たりの状況には変化があって、これは若干上がるということですね。そのことについては、それ自体を飲み込んだ上で話をしたいと思います。

本年度、令和6年度の納税額を決定するに当たって、基金から繰り入れた額があるかと思いますが、ありますか。ない場合もありますし、どうでしょう。その辺は、どうですか。

○議長（緑川栄一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（水野博枝君） 今回の試算に当たってということですか。

今回の試算では、見込んでおりません。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 住民税務課長も初めてこの問題に対応するという事で、議会の中で、多分一番難しいのは国保税なんです。

ですから、なかなか難しいと思いますが、ぜひとも、これは住民一人一人、国保に加入する人たちの生活と命を守るという意味合いもありますので、今後ともひとつしっかりと頑張っていただきたいと思います。

私は、今度の資料で、基金残高、古殿町は2,869万7,000円あります。この基金残高を使って、これを充当することで、世帯当たりと1人当たりの増額分、これは単純に言うとお世帯当たりで1,500円ちょっと、それから1人当たりで、これも1,500円ぐらいなんです。

ですから、このお金は、基金を取り崩してこれに充てるということで、十分、世帯数の変動等があったとしても住民負担にならないという状況が想定されるというふうに私は考えますけれども、これは住民税務課長ではなくて、経験もありますので総務課長に聞きたいと思いますが、総務課長、どうですか、その辺の考え方については。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

今回の状況につきましては、まず基金というものは、国保の特会そのものが、住民の方が大きな病気をした

ときに支払う金額が急に跳ね上がるということもありまして、そういうときのために取っておくものと認識してございまして、今、議員がおっしゃる2,869万円が適正な残高というような捉え方をしておりまして、それを取り崩してまで値上がり分に充てるということは想定してございませんでした。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） これまでも同じ答弁をいただいておりますよね。

いわゆる県からの指導によって、適正な基金を持ちなさいということなんだと。だから、その額は維持していくということと、中身については今、おっしゃったような状況ですけども。いずれにしましても、基金の取崩しが無い場合には、ある意味、国はペナルティーを科すと言っておりますけれども、一般会計からの繰入れ等もやっている自治体もあります。

ここは、国とのやり取りですので、非常に難しい問題ですが、しかしそういう様々なことを考えながら、国保の税金のありようからすると、収入の10%以上、15%、多い人では20%にも至る税金だということを、この辺を考えると、当然これは町だけではできないことなので、国との関係もあると思いますが、ぜひとも町の努力で負担を軽減する、その方向性を私は望みたいと思います。

そこで、最後にこの問題で1点だけ、お聞きをしておきます。

これも住民税務課長に聞くべきなんでしょうけれども、総務課長でも結構ですので、お答えを願いたいと思います。

国保の本算定に当たっては、石川管内各町村とも同じような動向で、県からの納付金を求められながら、それにどう応えていくかということで算定されるものというふうに思いますけれども、しかし古殿町においては、この算定される基礎的な資料を全く我々議員は持っていないんですよ。これ、石川管内のほかの町村の中には、私、手元にありますけれども、発表されているものです。私、ちょっといただきまして見ておりますけれども、この中に様々なことが書いてあります。いわゆる、なぜそういう税金になっていくのかということがあるわけです。ですから、そういう資料をつけることが、上がっても下がっても、いわゆる議員の諸氏には理解されるものと私は思いますので、そういうものをつけるべきだと思います。

これはなぜかということ、令和11年度には県内一斉に平準化される、いわゆる統一的な状況になる、国保税になるということですよ。そうすると、令和6年度ですから、これから約5年後にはいわゆる統一的な状況になる。統一的な状況の中で、いわゆる5年前、令和6年、この状況の中ではどういう状況にあるのか、そして来年度はどういう状況になるのかという推移する見込みが、もう発表されているんですよ。

ですから、そういうことも含めて、議員はその状況を知っておかなければならないと思いますが、その状況については総務課長はどう考えますか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

議員各位に基礎的情報が渡っているということは、私もちょっと認識がなくて、その情報の出し方については今後検討すべきという認識を持ちます。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 私は、国民健康保険税条例の一部改正に反対する立場から討論をしたいと思います。

私はこの税金が、いわゆる古殿町の住民の命を守るものであるということは分かります。

しかし、だからといって、一定以上の負担がかかるような状況があってはならないものとも思っております。

今、全国知事会では、国に対して1兆円の増額を求めています。そのことによって、負担を緩和するというような状況をつくろうと頑張っております。

そのことを考えると、これは国がこれまでの負担を減らしてきたことに大きな原因があるので、そのところを変えなければ、負担がどんどん増える状況にあるのではないかというふうに私は思います。

ですから、その改善を求めること、それから今、物価高騰、年金が上がっても年金を超える物価高騰により、我々の生活の負担はますます大きなものになってきている。この状況の中では、国保税のいわゆる少しの引上げでも、それを抑制する、抑えるための努力が必要だったのではないか。そのことを申し上げて、反対討論したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（緑川栄一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 私は、議案第41号 古殿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論をいたします。

この条例は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う改正であります。

今回の条例改正により、軽減判定基準額が大きくなることで軽減範囲が拡大し、対象者が増加する本条例の改正に賛成するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（緑川栄一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで討論を終わります。

これから議案第41号 古殿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（緑川栄一君） 起立多数です。

議案第41号 古殿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第2、議案第42号 古殿町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 情報の照会機関が教育委員会だということで、別添に載っていますけれども、教育次長にお伺いしますが、本条例の改正は、行政手続法における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたということの条例の改正だということをお伺いしますが、この内容を見ますとなかなか分かりづらい。どういったものが特定の個人情報であるのか、もしくは、特定個人情報の提供はどういった提供者によるものかということが分からないので、ちょっと簡単で結構ですから説明を願いたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） 先に、この条例の提出元であります担当は総務課でございますので、私のほうから説明させていただきたいと思います。

この条例につきましては、まずページをめくっていただいて、附則に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律ということで、これが大本の法律になりまして、この附則にあるように、等の一部を改正する法律の施行の日から施行するということで、これが一部改正されるということを受けまして、町で持っております古殿町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございまして、この中で、先ほど言った法律は、番号利用法という通常、通称されている法律なんですが、その番号利用法の改正の中身が、今回、町で改正する条例まで特定していたというところが、それが削られてしまって、その内容は各自治体で持っている条例を改正して規定しなさいということになりまして、今まで附則の上にある別表、議員ご指摘の点でございますが、情報照会機関が教育委員会、事務は学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの。情報提供機関は市町村長、特定個人情報につきましては地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるものということでございます。

情報提供機関、これは番号につきましては個人情報、個人番号につきましては市町村長が情報を持ってございますので、教育委員会から照会があれば、一番右側の特定個人情報を提供するというような内容でございまして、この特定個人情報につきましては、地方税関係情報等も入っております。これは個人の所得の状況、世帯の所得の状況、または住民票関係情報というのは番号で規定されています基本4情報、住所、氏名、生年月日、性別、その情報を提供するという内容でございまして、教育委員会で学校保健安全法による医療に要する費用について、その情報が必要となった場合は、町のほうに照会をかけるという内容でございます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 私もこの条例の一部改正について、今、総務課長から説明のあった法律を若干見てみたんですが、所得税の内容であったり、そういったものを書いてありました。

確かにそのとおりだと思うのですが、私、これについては一定の理解をしましたが、もう1点、

下のほうの今、言った別表、法別表第2を別表に改めるとなっているんです、これ。別表はこれなんですけれども、この前の法別表第2というのがないので、法別表第2というのはしからばどのような別表だったのかということなんですけれども、何かちょっと簡単に説明してもらえますか、法別表第2について。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

番号利用法の別表第2につきましては、情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報という4つの表に、列になってございまして、情報照会者は厚生労働大臣というところの規定でございました。

それが、各自治体、この別表が廃止されたことによりまして、厚生労働大臣等とされていたものが教育委員会というように読み替えまして、実際運用していたんですが、この条例で先ほど説明した別表を定めるということで、今までやっていた事務を引き続きできるようにするという内容でございます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） よく分かりました。廃止されたことによって、市町村に移管されたんだというようなことで、よく分かりました。

総務課長ね、ちょっとこの条例とは直接関係ないのですけれども、関係ありますね。先ほどの国民健康保険税条例の一部の改正でもありましたけれども、私、今、議会運営のほうをやらせてもらっていますけれども、そこで、今回の議会の日程であったり、そういったものを出していただいたときに、新旧の今、言った税の区分であったり、配分であったり、金額をきちんと新しいものと古いものをちゃんと分けて出してもらったんですよ。大変分かりやすく、そうなんだと思ったんです。

この議案第42号の一部を改正する条例も、加える、ここに続いて、もしくはこれに改めるとあるんですよ。これを文字でずらっと出されても、なかなか分かりづらい。ですから、今後において、先ほど7番議員からありましたけれども、資料をもって、私はもう一生懸命勉強をして、ああ改正はこうなんだと勉強していますから、もっと簡単に、勉強が分かりやすいようになるように、ちょっとこれからお願いしたいということで、私の質問は終わります。よろしくお願いします。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 私も聞いておきたいと思いますが、個人番号というとマイナンバーみたいなことを思い出しますが、そうではないという状況なんです、特定の個人情報の提供ということで、今、所得の問題等々ありました。

これ、教育委員会のほうからお尋ねがあった場合に、町長が答えるという内容になっておりますけれども、これはあくまで守秘義務を守った上で、いわゆる必要なこと以外は答えることはないという一つの法律の中身に沿っているわけですね。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

議員ご指摘の点は、法律で、条令も含めて、提供できる情報を定めて行うということでございますので、守秘義務はもちろんのこと、法にのっとり番号を適正に利用するというものでございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そうなってくると、ここで情報を提供するという内容は、教育委員会が、いわゆる学校との関係において、その必要性があるものを町長にお尋ねをし、答えることができるという中身だというふう
に判断していいですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

先ほど、別表で説明しましたが、その事務というところで、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるものということでございます。

このように、何で必要なかというようなところまで規定されておりますので、議員ご指摘のとおりという
ところでございます。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号 古殿町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を
採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第42号 古殿町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は原案のと
おり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第3、議案第43号 令和6年度古殿町一般会計第1次補正予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 1点だけお聞きをします。

今度の補正の中で、コミュニティ事業のいわゆる助成が受けられなかったということがありますよね。

これは、いわゆるこれまでも我が町においては、この助成を連続して多分、申請してきております。私も区

長時代に2年続けて街路灯、防犯灯のLED化を進めるのに、都合500万円ほど、この事業で支援をいただいております。

今回、この事業が採択されなかったということについては、何か理由はあったんですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

このコミュニティ助成事業については、議員、お見込みのとおり連続して申請をいたしまして、採択を受けている事業でございました。

令和5年度につきましては各集会施設、3施設ですけれども、そのエアコンの事業が該当というようなことでございましたが、令和6年度につきましては、引き続き公共施設、集会施設のエアコンについて、その設置の事業が一つ。もう一つが今回上げさせていただきました190万円の論田地区におけるやぐら等の設備についてのものでございましたけれども、残念ながらその2つとも採択にならなかったという状況でございます。

不採択の理由につきましては、コミュニティ助成事業、順位をつけさせていただいて、県のほうに申請をしてございます。順位1位が集会施設のエアコンの設置について、2位が論田地区ということで、順位づけさせていただきました。それは、継続して集会施設のエアコンを整備していこうというようなことで始まった事業でございまして、当然1位というようなことにさせていただきましたけれども、今回、エアコン設置のほうも不採択になってしまったというようなことから、自動的に2位のコミュニティ助成事業の論田地区についても不採択になってしまったという状況でございます。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） ちょっと確認というか、ちょっとあるものでお聞きますね、予算についてですから。

今度、この定例会に、入札の顛末書、これを渡されまして、ちょっと私、これはちょっと、こういう方法で行政というのは進めるのかなと。進められたのでは、ちょっと議会としても困るなというようなことがありますので、ちょっとお聞きますね。

今日、前木町営住宅の工事請負契約、これ出ますが、これはそのときの議案の審議ではなくて、関連していますから聞きますからね。

議会で、西渡住宅は進めていいというふうにゴーサインを出しましたね、ゴーサイン。進むんですよ、当然、進むんですが、私が心配しているのは、昨日も産建委員会でちょっとそういう点で視察に行ったんですが、最初は図面も見せられないということだったのが、図面見せたので行ったんですが、持ってね。我々素人は図面見ても分からないのですが、基本設計をこういうふうに出注して、こういうふうにできましたね。取付道路がこうですよ、それから外壁がこうですよ、こうですよとできました。そして、できる前に1回ぐらいは議会に、ここの敷地に、この辺に建ちますよと、こういうイラストでも何でもいいですよ、この辺にこういうアパートが建ちますよと、取付道路はこういうふうになりますよと、後ろから何メートル離れますよ、前からこうですよというのが、そういう説明がなくて、一発でこう出てくるんですよね、こういうふうに。締結の問題は後で言いますからいいですよ。

そういう方法でやられたのでは、それは行政側はそれでいいと思いますよ。ところが、私はちょっと納得で

きないです。これは住宅だからいいのですが、住宅だから極端な話、そんなに町民も関心はないでしょう。それから建物だって、そんなに、どういう建物だとかなんかというのは関心がないから、これはまあいいとしても、私が一番心配するのは、この道の駅構想ですよ。これが顛末書に出ていたのですが、まず非常に道の駅構想が出発してから土地の取得まで、ちょっといろんなことがありましたが、地権者の皆様が快く協力をしてくれて、ゴー、スタートが出ましたね。

それで、ちょっと確認しますが、あそこの用地の取得だって、町長はじめ事務の人とかが本当によくやったと思いますよ。あれは土地開発基金かな、1億から、それから取得に充てて、後で過疎債で戻ってきますから1億はもう出しますよというような感じでスタートしたんですが、それで間違いないですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

土地開発基金で取得した土地につきましては、一般会計で買戻しする、そのときに起債を受けて、有利な交付税でバックされるものを使うということには変わりございません。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） そうですね、非常に頑張って、いいものにしたいと思います。

それで、さあいざこれからスタートということで、町民の皆さんも関心を持っていますし、町長はじめ我々議員ももう失敗は許されないわけですよ、失敗は。もう絶対に失敗は許されない。反対する人はいますよ、いろんなことがありますが、失敗は許されない。

では、どうするかというと、やはり運営の仕方とかなんかというのは、それは執行部とおふくろの駅の関係者とかなんかでどんどんいろんな準備をやって行って、議会に諮ればいいですよ、それはいいです。

ただ、私が一番心配したのは、造成で2,860万で、4月8日に締結してあると。これは問題ないですね。これは造成というか、道の駅の測量、設計ですから、これはもう何の問題もないです。

ところが、私がちょっとびっくりというかしたのは、いわゆる基本設計に、昨日も出ましたが、土田建築設計事務所が2,600何十万だったね、それでやって、5月20日に契約したと。これがちょっと、私は引っかかるんですよ。

土田設計は、昨日も出ましたが、随分やっていますね、いろいろやっていますが。まず、一番先に、指名をするのは、それは指名委員会だから、それはもうどうしようもないですね、取るのはどうしようもないですが、まず前身であるおふくろの駅的设计も、あれは25年ぐらい前になるかな、やったんですが、あれも造った後にかなり問題が出たんです。下の土が駄目だとか、このあれが駄目だとか、天井がちょっと暗いとか何とかといろいろ出て、すぐに直しました。あの食堂に行くところの土がどうだとかこうだとかと、結構あったんです。それから、極めつけは、昨日も出ましたがこども園ですね。こども園、子供の一番安全な一丁目一番地の柵もない、何もないなんていう設計を作って、あれだけ議会で問題になりましたね。次の日、設計屋も呼ばれて、施工屋も呼んで、説明をさせてやったというふうになっているんですが、この基本設計が契約したんですよね、契約。

そうすると、土田設計さんはもう始まるわけでしょう、基本設計を。それはどうなんですか、契約したんですから、始まっていいんでしょう。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

契約も済んでおりますので、もう業務は行っているというようなところでございます。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） そうすれば、この前木の建物とは訳が違いますよ。

大きさをどのぐらいにするのだとか、そこのいわゆる町民とか議会とかみんなが望んでいることが、どういう道の駅にするのだとか、大体、それはみんな分かっているんですよ、こういうのがいいだろうというのがね。そういうのを話し合いも何も一回もしないで、もう進めるということでしょう、進めると。いわゆるあそこの広大な土地に、配置ですよ、この辺に造りますよとか、この辺に造りますよというのもう全部進めてくるわけでしょう、基本設計だから。

それで進めてきて、議会にオーケーの了解をもらえといっても、なかなか私、ほかの人はどうだか分かりませんよ、ちょっとそれでは本当にあれですよ、小学校の統合、体育館と同じぐらいに、いわゆる町民が関心を持っている建物ですよ、今度は。それを、そのぐらいの基本設計を発注したからもう進めますよと。それで出てきてから、議会で、これでやりますからお願いしますと、そういう方法でやったのでは、ちょっと進め方としてはおかしいと思いますよ。どうですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

委託をしておりますので、これから図面等出来上がりますが、確定なものという、こういうふうの実施設計とか、そういうふうになる前には、ある程度固まってくれば、また議会のほうにお示しするというような機会も設けていくような考えではあります。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） コスモス荘なんていうのは2回ぐらい、やったからね。

だから、私が思うのは、基本設計を発注する前に、何でもいいんですよ、イラストでも何でもいいから、町のほうで設計屋のほうに、うちのほうとしてはこういう要望があるんだと、こういう要望なんだから、大体このぐらいのレイアウト、イラスト、青写真を簡単につくってくれないかと。つくってもらって、我々に示しをして、そしていや大体これで、ではこの位置もいいのではないかと、建物の大きさもこれでいいのではないかと、脇に付随する何かのブースがあっても、それはそれでいいのではないかとというような、ある程度了解をもらってから、基本設計に本格的に入ったほうがスムーズいくのではないですか。

そうすると、できてきてから、今度、変更なんかすればお金がかかるのではないですか。お金はどうなんですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

確かに、実施設計とかまでやって、これから発注するというような段階まで来ていれば、新たな経費がかかる可能性があると思いますけれども、その前にできれば、そういった青写真ができたような段階でお示しできれば、そういう経費もそれほどかからないのかなというふうには考えています。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） だから、くどくど言うつもりはないですよ。

そういうふうに進めれば、金のかからないうちに議会の了解というか、それもらおうと。それから、実施設計にいく前に、これでいきますよというような方法で持っていかないと、ちょっとまずいですよ。

基本設計を発注して、向こうはもうやります。それで、やったから、これで進めますとなったのでは、もういろんな人がいろんな意見を持っていると思いますから、もう当然、私なんかは一番分かっており、そんなに込み入った建物でなくてもいいと。これから、もうこういう時代ですから、金もかかる時代ですから、シンプルな建物で、そんなに大きくもなく利便性もよく、やっぱり建ててもらうのがベストと思っていますから、そういうふうにしなくて、このままこれで進めると、やっぱり後でなかなか大変なことになるような気がしますよ、後で。

設計屋さんにも迷惑もかかるでしょうし、いろんな意味で。だからもっと、基本設計が今ならまだやってないということですから、まだ間に合うでしょうから。だから意向を言って、ある程度つくってくれないかと、ある程度のデッサンでも何でもいいよ、レイアウトでも青写真でも何でもいいから、ある程度のものをつくって、位置も配置も大体この辺ですよとか、この辺ですよというようなことをやっていけばいいと思います。

そうでないと、もう基本設計ができましたと、前木の住宅みたいにこういうふうになりますよ。出来ました、議会に出しましたと。そうすると、ちょっと道の駅の場合は、前木の住宅とはちょっと訳が違いますから、町民もかなりいろんな意見もあるし、目も光らせているし、それこそ何だこれはなんて言われのでは、町長はじめ我々議員だってもう大変なことになりますから。

そういうふうなことがないように、執行部の進め方としては間違っていないと思いますよ、それはいいんですよ、基本設計でやりますよと、これで今度実施設計にいきますよというのは、それはいいんだけど。その基本設計が、分かりますよね言いたいこと。びしっとこういうふうに、前木の住宅みたいにできてしまう前に、1回議会にやっぱりびしっとお示しをすると。こんな感じですよというふうにしてもらいたいと思っているんですか、どうですか、そのあれは。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳。

○町長（岡部光徳君） 木戸議員、おっしゃるとおりです。

これは、今、現段階で実施設計ではないんですね、基本構想。その意味で、今までの道の駅の議論のときの全員協議会のときも、その段階が来たらちゃんと議員の皆さんにもお示しをして、ご相談しながら進めていくということをお約束しているというふうな認識をしています。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） だから、そこですよ、そこ。

だから、私が言っているのは、さっきも言ったとおり、前木の住宅みたいに、ぼんと出てきちゃいますね。もう1回も説明がなかったですよ、この辺に建てるとか、建物がこういうふうになるとか、10棟を3棟で建てますよというだけで、何もなかったですよ。後ろからこのぐらい、山からこのぐらい開けるとか、道路からこのぐらい開けるとか、右からどのぐらい開けるとか、建物はどうだとか、取付道路がどうだではなくて、こういうふうの基本設計が出てきて、今日締結をお願いしますと、こういうふうになるわけですね。

これ、もし、このついで道の駅をやられたのでは、もうたまったものではない。やっぱり建物はじめ、もうこれは町民はじめ、議員はじめ、役場の人はじめ、おふくろの駅の人をはじめ、みんなもう持っていますから、もう構想は、大体は。こんな構想で、ここで、こういうふうなものがあつたほうがいいのではないかというのは、みんな持っていますから。だからそういうのを、人の意見もある程度取り入れて、こういう感じでやつたほうがいいなというふうに、やっぱり町長、それ聞くんでしょう、これから聞くのか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳。

○町長（岡部光徳君） これ、今までのいろんな議論、野崎議員とのやり取り、用地取得のときも青写真を先に提示してとか、その考え方としては用地取得を優先しますということで来ました。

同時に、基本構想ができて、当然ここで皆さんにお示しをした上で、どうですかという話も含めてやっていきます。

それと、今回の中においてもありましたけれども、課長答弁にも、プロジェクトチームというか検討委員会、検討委員会の皆さん、これも充て職とか云々では、それでは金太郎あめと一緒にみたいな格好ではない、これは今、議員がご認識のように、私自身も今回の道の駅の構想というのは重要な案件だというふうに捉えておりますので、慎重に皆さんと協議しながら進めていくというふうな考えで進めています。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） 最後になるかな。

町長から出ましたが、検討委員とかなんとかというのは、誰が言った、彼が言ったかではないですよ。それは、もう私は全然関係はありません。それは、どういうふうにやろうと執行部でやりますから。

それから、町長分かりますとおり、私も今度はおふくろの駅の取締役になりましたから、そっちのほうはあまりここではなかなか質問できないのですが、今日は議員として、私は建物のレイアウト、それをやっぱりしっかりしてもらわないと困ると。運営は、それはもう、おふくろの駅とか町長でもうやればいいわけですから、それはいいんですが、もうそれだけをしっかりお願いしておきたいと思います。建物は、どのぐらいの建物で造るんだとか、どのぐらいの建物、大きさ、それからその脇辺りには何か欲しいもの、みんな要望してあるものが、あまり言えないものが大体分かっていると思いますよ。そういうのは幾つぐらい造るんだとか。

やっぱり、そういうレイアウトをちょっと示してもらえると、うんと安心しますね。それから、位置ですね、どの辺に建物をこういうふうに建てるんだというふうな。そういうのをしてから、しっかりした基本設計に入っていってもらえばスムーズにもいくし、安心もできると思います。それをお願いしたいのですが、町長、どうですか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳。

○町長（岡部光徳君） そのように進めさせていただきます。

同時に、今、木戸議員ばかりではなくて、議員の皆様もいろんな構想があつた場合には、今の時期であつてもいいですから、ひとつアドバイスをいただきたいです。

それを今後の設計の中に反映していくというので、一緒になって造っていきましょう。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） そうですね。

では本当に、町長、そういう言葉が出ましたから、議長にもお願いしておきます。そういう議員を集めて、みんなどういう考えを持っているんだということを早くやって、もうずっと早めにもう町長に進言すると。そうすると、執行部のほうもやりいいですから、議長の考え一つですけれども、それをお願いしておいて、私はいいです。終わります。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 今、入札等、誰が取った云々の話が出ましたから、併せてお聞きをします。

昨日の一般質問の中でも出てきました。そのときに、いわゆる今度の土田設計という名前での入札は、ここ10年間で、4件応札して4件とも取っているという昨日の話がありましたよね。

そこでお聞きをします。

この状況の中で、今の同僚議員の話にもあるように、設計上、問題があったことを何度も指摘されましたし、私どもも指摘してきました。その状況の中で、今回、この業者を指名するということに至ったのには、何の問題もありませんか。この業者を指名するに当たっては、指名委員会の中でこれまでの実態、実状を考えれば、今回の指名からはいわゆる外れる、そういうふうな選択肢もあったかと思うのですけれども、そういうことは何ら話はされませんでしたか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳。

○町長（岡部光徳君） 固有名詞の中において出てきていて、昨日も私もちょっと理解に苦しんだのですけれども、指名委員会から上がってきた進達に対して、私もそれを尊重して指名をしました。

その中で、今までの、ここにきて言われる中において、そうしたことがあったというふうなことを踏まえた中で、ただ、今回の指名の中において、その点が問題視される案件なのかどうかと、そこまでは精査するかどうかというよりも、その指名の段階で、そこまでの対応がどうなのか。もしくは、既にペナルティーがあったとか、もしくは指名停止になっているとかと、いろんな指名できない条件にあったかどうか、その辺まではちょっと私も承知はしていませんけれども、指名委員会から上がってきた進達のものを尊重したという中において指名して、結果として落札されたというふうなことが現状です。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 確かに、私の記憶によれば、そういう何かペナルティーを科せられたということは、私も覚えてはおりません。

そういうことはなかったけれども、ある意味指摘をされる点があったということは間違いありません。

ですから、そういうことを勘案した上で、指名委員会がどうするかということが問われています。今、石川町の問題も含めた様々な状況の中では、そこが問われているのです。

今後ともぜひその点はしっかりと話をしながら進めていくことがよいのではないかとということを申し述べておきたいと思います。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） 指名のことが出ましたから言いますが、土田設計さん、あれを見ますと、かなりいっぱ

いやって、いいものやって、表彰とかもらったり、いろいろしていますね。また、古殿町の人も勤めていますよ。設計の人も1人、矢内さんという人だったかな、どこの人か分からないですが勤めていますよ。

そういういい会社ですから、町としては言えがいいですよ、こういうふうに今まで議会からの指摘がありましたと、そういうことのないようにしっかりやってくださいというような、そういうのも要望しておけばいいと思います。

それから、もう一つだけ言うておきますが、これ偶然なんでしょうが、2,450万で土田設計が取って、あとの4社、5社がすべて2,500万なんて、こんなばかげた話もないですからね。少し、偶然かも分かりませんが、こういうところがちょっと、やっぱり気分は悪いですね、気分は。本当に。そういうことです。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号 令和6年度古殿町一般会計第1次補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第43号 令和6年度古殿町一般会計第1次補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第4、議案第44号 令和6年度古殿町国民健康保険特別会計第1次補正予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号 令和6年度古殿町国民健康保険特別会計第1次補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第44号 令和6年度古殿町国民健康保険特別会計第1次補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第5、議案第45号 令和6年度古殿町介護保険特別会計第1次補正予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号 令和6年度古殿町介護保険特別会計第1次補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第45号 令和6年度古殿町介護保険特別会計第1次補正予算は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号～報告第3号の説明、質疑

○議長（緑川栄一君） 日程第6、報告第1号 令和5年度古殿町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第7、報告第2号 令和5年度古殿町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、日程第8、報告第3号 令和5年度古殿町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、以上3件について報告を求めます。

町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 報告第1号、第2号及び第3号、令和5年度古殿町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和5年度古殿町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書及び令和5年度古殿町農業集落排水事業特別会計繰越

明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり報告するものであります。

○議長（緑川栄一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これで、令和5年度古殿町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和5年度古殿町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書、令和5年度古殿町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎追加議案の上程（議案第46号）

○議長（緑川栄一君） 日程第9、追加議案の上程を行います。

町長から、議案第46号の追加提出がありました。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

◎提案理由の説明

○議長（緑川栄一君） 議案第46号について提案理由の説明を求めます。

町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 本日、追加提案いたしました議案1件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第46号 工事請負契約の締結については、町営住宅建築工事、町営住宅前木団地の条件付一般競争入札を実施した結果、3億9,820万円で三金興業株式会社、代表取締役、金子芳尚が落札したことから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第10、議案第46号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番、佐藤一夫君。

○6 番（佐藤一夫君） ただいま提案された件について、若干質問させていただきます。

まず、条件付一般競争入札に、応札した会社は何社ですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

応札に来た会社は3社でございます。

○議長（緑川栄一君） 6 番、佐藤一夫君。

○6 番（佐藤一夫君） 一番安かったのが三金興業で、そういうようなことで落札ということになったんでしょうけれども、この工事というのは、おおむね工期が2年半後ですよ、令和8年11月30日まで。

それで、これ多分、造成から附帯工事、アパート、建物まで一帯の落札金額だというふうに思いますが、一帯というと基本的に造成と、よろしければ造成部分、また建物本体の部分のおおまかな金額の割合というのかな、そういうのをもしよろしければ教えていただければ。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

おおむねでございますが、8対2くらいの割合でございます。

○議長（緑川栄一君） 6 番、佐藤一夫君。

○6 番（佐藤一夫君） 8対2だと、3億円が大体建物で、残りが附帯工事、敷地造成とか、そういうことだよ、8対2といったら。

確かに、公共事業ですから、先ほど今後の道の駅の一件も出ましたが、どの辺のレベルの建物が本当に町営住宅の規模として適正かというのは非常に難しいと思いますけれども、本体の住居部分で、仮に3億だとすると、1棟当たり、1世帯というのかな、それが3,000万ということになりますよね。本当に町営住宅として、確かに今、資材高騰とか様々な問題があるでしょうけれども、そういったやっぱり設計が妥当かどうかというのはどうなのでしょうね。私も若干、そこまで立派なのはどうかというふうな思いもあるんですけども。

これは当然、設計を委託して、できたものが成果品として、そういった見積りになるんでしょうから、仕方がないんでしょうけれども、その辺の考え方というのはいかがでしょうね。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

私どもも、ここ数年来の物価高騰とか、あとここ数年、人件費の高騰、もろもろありまして、やはりどうしても土木工事費とか建設関係の工事に対しましては、高く出してしまうというのが実情というふうに捉えてございます。

○議長（緑川栄一君） 6 番、佐藤一夫君。

○6 番（佐藤一夫君） これ、落札金額のパーセンテージ、落札率は何%ですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

71.98%でございます。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） 応札になった業者名と金額を教えてください。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

高田工業株式会社、3億6,000万、これはすみません、税抜きでございます。三金興業株式会社、3億6,200万円、壁巢建設株式会社、4億6,800万でございます。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） 申し訳ございません、一言申し述べたいと思います。

高田工業は、入札参加に当たりましての経営事項審査の点数が足りないというところでの応札になりましたので、失格という形になってございます。

〔「残りの壁巢は」の声あり〕

○地域整備課長（矢内伸一君） 壁巢が、4億6,800万でございます。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） これ、さっき佐藤議員が言ったように、1年前の当初予算のときに、重点事業の説明のときに、我々に話をしたときには3億ですよ、3億。そのときに私も聞きましたが、建物だけかと言ったらば、いや附帯工事も全部入れて3億ですよ。いや、3億、1軒3,000万のアパートはなかなかと言っていたらば、1年でこれ約1億上がるんですか。もっとも落札率もかなり低いのだから、本来であればもっと上がっているということでしょう、今現在は。

例えばの話、80%になったならば、それこそ5億ぐらいになっているのではないですか。そういうふうに資材とか人件費とかなんかないもの、今、上がっているものなのか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

多分、議員が言っている重点事業の中での説明では、全体ではなくて単年度、令和6年度分の支出が書かれているかと記憶しております。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） 前木の住宅の当初予算というか、重点事業のときには3億ではなかったですか。予算が上がっていたのは3億。私が記憶しているのが違うのかな。3億5,000万ぐらいになっていた、3億8,000万ぐらいには。当初予算ですよ、6年度の当初予算。5年度か、今でいうと、5年度だね。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

そちらの金額は継続費ということで、令和6年度に支出見込みの金額を予算計上させてもらっておりまして、全体が入っているわけではございません。

○議長（緑川栄一君） 暫時休議します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○議長（緑川栄一君） 再開します。

地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

1億までは、多分、物価高騰なりでは上がらないと思うんですが、私の、すみません、記憶なんですが、重点事業とか予算に上がっているものは、3年間の継続費として認められたものでございまして、そのうちの令和8年度に支出する分を計上していたという頭でございます。

そのために、ここで約4億近い契約金額になりますが、こちらの分の前払い金を考えてございます。あと、一部委託業務が出ますので、そちらの経費を見て3億という金額を計上したと記憶してございます。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） それでは、この住宅建設に関しては、私、過去3年間取り上げてまいりました。

そして、これまで一定のお金がかかっておりますけれども、議会の議決を要しない形の調査費用等々でしたよね。だから、お金としては、初めていわゆる議会にかかるという状況になりましたので、この際、改めて聞きたいと思います。

私どもの議会に、いわゆるあの団地に住んでいる人たちに説明したとおりの内容の文書は配られていないですよ。建物の形等々については、全く私どもには示されていないというふうに私は思うんですが、そうですね。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

大変申し訳ございませんが、お示しはしておりません。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 西渡団地の住民から、私はその図面、いわゆる図面ではなくて、イラストで書いたものは見せていただきました。

3棟で10戸建つということですよ。一体のものではなくて、3つの建物、3棟で10戸建つというような意味合いの形かと思ったんですが、こういう状況が示され、議会のほうではそういうふうな形で進んでいるということは承知だったんですが、今回、こういうふうに入札が行われたということになっております。

そこで、お聞きをしますけれども、今度の入札の公告の中に、業者が町に質問するという状況の中の12番に、敷地東側境界約95メートルにわたり枝払いが必要となる。これは協議の対象か、このことは協議の対象となるということがホームページに載っております。協議の対象となるということは、いわゆるそこにある隣の土地、山側の土地の枝が出ている、その枝を払い除けなければならないという状況が存在するということですよ。

私、これまで、あそこは崖地で、崖地条例は適用されると当然、一定の金がかかると。何千万もかかるという話、この間してきましたよ。だけれども、そのことについては、そういう方向性は町は望んでいないんだ。だから、道路側のほうに山から離して建物を建てる。こういうことを示してきたわけですがけれども、しかしその状況の中で、立ち木の問題が新たにこういうふうに協議対象になっているんですけれども、あそこに対しては今後どうするつもりですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

山側の枝葉におきましては、枝葉の伐採というか、枝の切り落としを一応、今後する考えはしております。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） それは、今回の工事に限ってそういう状況をつくらなければ、工事に差し障りがあるということを業者が質問しているんですから、そのために切るということですね。

そうではなくて、今後、あそこが崖地として、いわゆる災害等の危険性があるということを鑑みて、どうしていくかということを考えてはおられないですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

そちらの質問の件ですが、業者とは電話連絡を取ったところ、山側の木ではなくて、いわき石川線に面したほうの立ち木、そちらの質問を受けてございます。

なので、そちらは町で一応、対応する考えでございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） いわき石川線の話は、この質問の中に別項目で出ております。

いわゆる1本だけ、道路側に面したところに、あれはプラタナスの木でしたか、直径にするとおおむね70センチくらいの木が1本ありますよね。あれを伐採するということの意味合いなのではないですか。

95メートルにわたってというのは、その意味合いとは全く関係ないと受け取れるのですけれども、そうではないですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） 申し訳ありません。

山側のほうは、質問を受けて協議の対象にすることになっていまして、ただそれがあると工事に支障があるというものではなかったと記憶しています。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） まず今回、このことの意味合い、工事を進めるに当たっては、必ず今後、あそこの山側のところは、一定の木の伐採、そしてそこに何か構築物で山を抑えるような工事が必要だと。

これは、町営住宅を建てるんですよ。そちら側の山側が、崖地条例に適用するというのに、それに適用するようなことをやらないで済むわけないのです。必ず、住宅を造った後に、何がしかのことが若干でも起きたならば、対応せざるを得ないのです。

そのことを考えると、最初にそういう対応をすべきだというふうに、私はこれまで質問をしてきたんですけ

れども、そのことについては、全くこの住宅の中では、いわゆる町側ではどうするという考えは持っていないですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

崖地条例の規則に外れる形で住宅を建てておりますので、今のところはその考えは持っておりません。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 外れる形を取っていても、危険性があるということだけは間違いないんですよ。

ですから、そこは解釈の違いですので、このことを何度論議しても、これは課長がその点での、いわゆるそういうことでできるんですよということについては私も理解はしますけれども、そういう状況にあるということも私は述べておきたいと思いますよ。

もう一つ、ここに移って住宅を建設することが本決まりになって発注したということになれば、当然、これまでであった住宅の跡地の問題については決着がつかしましたか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

3人の地権者にご説明しましたが、まだ決着はついてございません。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） この問題も、私は昨年、一昨年から話していますよ。

いわゆる住宅を移転、建築するという段階では、移転ですから、借りている場所に対しては説明を行わなければならない。そして、その意味での同意を得る形で、違ったところに移転、建築するというのは、これは誰が考えたって常識的な話ですよ。ただ、これまでは、そういう経過がなかったという説明を何度も受けておりますけれども、現段階でも入札に出す、この状況になっても、あの借りている土地の地主に対して、いわゆる今後は壊した後に更地にして返すということについての同意を得ていないということになりますけれども、そういうことでいつまでに、このことについて決着をつけるような考え方を持っていますか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

説明をしまして、相手の意向は聞きました。

それで、あとは町としてどこまで対応できるかという問題ですので、建て終わった後、現在、西渡団地に住んでいる方の意向も含めまして、その間には決着をつけたいと考えてございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 今、住んでいる方についての問題は、当然、住んでいるところなくなるんですから、それなりのことは考えなくてはならないという流れではなくて、それを壊さないまま新しく建てるという状況のことですよ、これ。

ですから、その住宅に住んでいる人が、できた後にそこに入るかどうかという問題で話し合いはしなくてはならないですよ。いわゆる出来上がるまでの間の問題ですよ。

しかし、私が言っているのは、あの土地を借りている3名の地権者にどういう説明をして、今後どういうふ

うに町はしたいんだ。それを話をしながら、その地権者がそれを了解するのか。それともですよ、これまで私も言いましたけれども、その土地を今さら農地に戻してもらってもどうにもならないから、買ってくれという話だって出るかもしれないんです。

そういう対応を求められるということも想定していますか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

その辺の話まではしてございます。その上で、町としてどこまで対応できるかというのが、最後の決着どころというふうに考えてございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そうすると、話はしているけれども、その問題については全く先の見通しが今のところはないという状況ですよ。

ですから、建物をいわゆる建築するための入札が行われ、発注はしたけれども、いわゆるそういう要の問題については、まだ今後になるということになりますね。そういうことですね。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

そのような考えでよろしいかと思います。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

5番、佐川勇司君。

○5番（佐川勇司君） 今、立ち木の件が出たので確認なんですが、産建委員会で火曜日に現地を視察してきました。

いろいろな話が出ましたが、現地に行くとやっぱり裏山の雑木が、工事部分の横断的に4分の1以上枝が出ている現状です。

それで、委員会で帰ってきて協議しましたけれども、やはり用地はどうなのかなという、法面の杉と雑木の境辺りまでは、町の所有というような境界くいが打ってありました。

したがって、町の所有の範囲の中に大体、その雑木があるというような認識をしたので、あの部分はやっぱり工事着工前、完成前には伐採して除木したほうが良いというふうな意見、委員会の総意でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さっき、伐採するというふうな意見、話を受けたのですが、再確認で、そういうことで大丈夫ですね。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

先ほど答弁したとおりで、実施したいと考えております。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 1点だけちょっと確認したいんですけれども、崖地の関係が今、出ました。

それで、道路側に3棟で10戸の建物が建つということで、産建で視察をして、研修をして、その図面を持っ

ているということですが、私らは一回も見ていません。

ちょっと確認をしたいのですが、その敷地、およそ4反歩ですか、4,000平方メートルあるというふうに認識しておりますけれども、これを完成する、3億9,820万ほどかかってやる、8対2ということでございました。あと、2には外溝であったり電気全て、そういったものが、附帯的な設備がかかるのでしょうか、あそこは建物以外というのは、崖地を外してやる部分は、外溝、舗装が何かに全部するというような予定ですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

進入路と、あと側溝関係で水の排水計画ですか。あとは、残りは緑地と舗装という形になります。

〔「全部舗装になるということ」「緑地の部分も残ります」の声あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 私は、議案第46号 工事請負契約の締結について反対の立場から討論をしたいと思います。

私はこの問題、いわゆる土地を取得するときから、その取得の方法に疑問がある。そして、途中から住宅用地に変更になった、このことにも疑問があるということを議会の中で何度も質疑を繰り返してまいりました。このことが1つ。

次に、先ほど言ったように、崖地条例が適用されるような状況の場所だと、当然、災害のことを考えれば、それに対応する案を示すべきである、これが2点目。

第3点目に、同時進行的に、いわゆるこれまで借りていた借主の地権者とはしっかりと話し合いをして、その地権者が今後、その土地を返されても土地を利用できるような、そういう方向性をつくりながら話し合いを進めるべきではないかという、その観点から反対するものであります。

○議長（緑川栄一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 私は、議案第46号 工事請負契約の締結について賛成の立場から討論させていただきます。

今現在、西渡団地は大変老朽化しており、その住民のためにも早急に契約締結をし、進める必要があります。

以上の観点から、工事請負契約の締結について賛成するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（緑川栄一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで討論を終わります。

これから議案第46号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（緑川栄一君） 起立多数です。

議案第46号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

暫時休議いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時34分

○議長（緑川栄一君） 再開いたします。

◎請願の処理

○議長（緑川栄一君） 日程第11、請願の処理を議題といたします。

請願第2号、請願第3号及び請願第4号について、総務常任委員長の報告を求めます。

3番、鈴木隆君。

〔総務常任委員長 鈴木 隆君登壇〕

○総務常任委員長（鈴木 隆君）

令和6年6月20日

古殿町議会議長 緑 川 栄 一 様

総務常任委員会委員長 鈴 木 隆

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

付託月日、令和6年6月14日。

請願事件、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書。

審査の結果、採択であります。

記

付託月日、令和6年6月14日。

請願事件、請願第3号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願。

審査の結果、不採択です。

記

付託月日、令和6年6月14日。

請願事件、請願第4号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願。
審査の結果、不採択です。

以上でございます。

○議長（緑川栄一君） それでは、まず請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。この請願は委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書は採択することに決定しました。

請願第3号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔「賛成の」「不採決にだよ」「請願の」の声あり〕

○議長（緑川栄一君） 委員長報告に対して賛成だからね、だから起立……。

だから、不採択に賛成ということですよ。その方は起立だよ。

請願第3号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を不採択とすることに賛成の方は起立願います。ですから、不採択と委員長は言っていますので、その委員長報告に対して賛成の方ですからね。そうですよ、その方は起立すればいい。

〔起立多数〕

○議長（緑川栄一君） 起立多数です。

したがって、請願第3号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請

願は不採択とすることに決定しました。

請願第4号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

請願第4号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（緑川栄一君） 起立多数です。

したがって、請願第4号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願は不採択とすることに決定しました。

◎発議の上程（発議第4号）

○議長（緑川栄一君） 日程第12、発議の上程を行います。

鈴木隆君ほか1名から発議第4号の提出がありました。

職員に発議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

◎提案理由の説明

○議長（緑川栄一君） 発議第4号の提案理由の説明を求めます。

3番、鈴木隆君。

〔3番 鈴木 隆君登壇〕

○3番（鈴木 隆君） 発議第4号の提出に当たり、趣旨を説明させていただきます。

初日に紹介議員から請願趣旨について詳細な説明があったとおり、昨今の少子高齢化に伴う社会保障制度の整備や人口減少に伴う地域活性化対策や物価高騰対応、防災・減災対応など、多岐にわたる役割が求められております。

これらの増大する行政需要や不足する人員体制を賄うための積極的な財源確保が望まれます。

よって、地方財政の充実、強化を求めるため、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出するものでございます。

◎発議第4号の採決

○議長（緑川栄一君） 日程第13、発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書を議題といたします。

お諮りします。本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書は原案のとおり可決しました。

◎議員の派遣について

○議長（緑川栄一君） 日程第14、議員の派遣についてを議題とします。

古殿町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣予定はお手元に配付したとおりです。

お諮りします。議員派遣については、原案のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

○議長（緑川栄一君） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務の調査のため、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（緑川栄一君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回古殿町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時45分